

平成 21 年 2 月 2 日
健康福祉事業本部
福祉部高齢社会対策課

公的介護施設等整備計画書の提出について

1 公的介護施設等整備計画書策定の意義

市町村（特別区含む。）は、住民にとって身近な日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後 3 年以内（単年度でも可）に実施する基盤整備事業を明らかにした面的整備計画を作成（市町村介護保険事業計画と調和が保たれていることが条件）することが出来る。

この面的整備計画が国に採択された場合、補助金（以下「国交付金」という。）が交付される。

2 国交付金の概要

（1）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）

地域密着型サービス拠点等の施設を整備する事業が対象とされる。

区 分	配分基礎単価	
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護拠点	15,000 千円	
小規模特別養護老人ホーム	1 エット	20,000 千円
	2 エット以上	40,000 千円
認知症高齢者グループホーム	15,000 千円	
認知症対応型デイサービスセンター	10,000 千円	
夜間対応型訪問介護ステーション	5,000 千円	
老人保健施設（29 人以下）	25,000 千円	
介護予防拠点	7,500 千円	
地域包括支援センター	1,000 千円	

（2）地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）

公的介護施設等の整備に関する面的な配置構想を達成するための事業として必要な経費が対象とされる。

区 分	配分基礎単価
夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業	30,000 千円
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000 千円
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000 千円
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援する事業	3,000 千円

(3) 先進的事業支援特例交付金

介護療養型医療施設転換に伴う建築費用や既存認知症高齢者グループホームへのスプリンクラー設備の設置費用等が対象とされる。なお、後者については、平成20年度第4次追加協議時(平成20年12月)に創設されており、平成21年度は別メニューとして創設される予定である。

区 分	配分基礎単価	
	創設	転換1床あたり1,000千円
介護療養型医療施設の転換	改築	転換1床あたり1,200千円
	改修	転換1床あたり500千円
スプリンクラー設備の設置	1㎡あたり9千円	

3 平成21年度公的介護施設等整備計画書の提出

第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス拠点の整備計画は、圏域・年度等について固定することなく柔軟に整備を進めていく予定であるため、単年度ごとに公的介護施設等整備計画書を提出する。

(1) 公的介護施設等計画書の策定について

平成18年度公的介護施設等整備計画書の提出時は、3年以内の整備計画を策定し提出することとなっていたため、事業者公募の不調や建築確認の遅れ等により、計画の変更や取下げが各区市町村で多く発生していた。このため、確実な事業実施(早期事前準備等による事業者の決定、開設計画の明確化等)を前提とした面的整備計画の提出を国から求められている。

(2) 平成21年度公的介護施設等整備計画書の内容

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)

地域密着型サービス拠点の事業者公募を未だ開始していないことから、今後事業者が決定次第、追加協議時に計画を策定し、提出する。

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金)

小規模多機能型居宅介護拠点の事業立ち上げの初年に必要な設備整備支援事業

ア) 光が丘地区 3,000千円 (仮)せらび練馬

イ) 石神井地区 3,000千円 (仮)小規模多機能ホーム薬師堂

先進的事業支援特例交付金

介護療養型医療施設転換に係る事前協議等を法人から受けていないことから、平成21年度公的介護施設等整備計画書には盛込まない。平成21年度中に転換の相談があった場合は、追加協議時に計画を策定し、提出する。

スプリンクラー設備に対する交付金

スプリンクラー設置必要施設数 6施設 合計延床面積 約2,900㎡

(3) 面的整備計画書提出期限

平成21年2月末(予定)